

気象警報等による臨時休校について

①特別警報発令の場合

午前 6 時 00 分現在、大阪府で「大雨」「暴風」「大雪」「暴風雪」及び「津波」のいずれかの「特別警報」が発令されている場合、臨時休校とする。

②警報発令の場合

午前 6 時 00 分現在、大阪府（泉州地域）で「暴風」警報が発令されている場合、臨時休校とする。

③和歌山県（紀北地域）で上記①②の特別警報及び警報が発令されている場合は、和歌山県在住生徒に関しては公欠扱いとする。登校可能な生徒は通常通りに登校すること。

④交通スト、暴風、積雪、地震等による交通機関途絶の場合

(1) 鉄道の不通

南海本線(難波～和歌山市)、JR 阪和線(天王寺～和歌山)のいずれかの区間が、午前 6 時 00 分現在不通の場合は、臨時休校とする。ただし、事故等による一時的な鉄道の不通を除く。

(2) 自動車道の不通

不通区間を回避し運行する。授業開始時刻は、スクールバス到着時刻にあわせて変更することとし、登校不能の生徒については、公欠扱いとする。